

令和8年度瀬戸市配食サービス事業業務委託 募集要項

1 趣旨

この募集要項は、瀬戸市配食サービス事業の受託事業者の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 審査日までに令和8・9年度あいち電子調達共同システムで、「01：製造・販売 21：食料品」または「03：役務の提供 05：給食」に登録されている者であること。

ウ 申請期限の日から選定結果通知日までの間において、瀬戸市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

エ 申請受付開始の日から選定結果通知日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。

ク 瀬戸市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、瀬戸市税（延滞金を含む）を完納している者であること。

ケ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者であること。

(2) その他要件

事業の目的を理解し、瀬戸市が定める「瀬戸市配食サービス事業業務委託仕様書」を遵守できること。

3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 応募について

(1) スケジュール【予定】

	内容	日程
①	公表	2月26日(木)
②	応募申請書 受付	2月26日(木) から3月6日(金)
③	結果通知及び契約手続き	3月下旬
④	委託開始日	4月1日(水)

(2) 応募方法

応募申請する者は、下記のとおり、必要事項を提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月6日(金) 午後5時必着 ※厳守

※ 郵便の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「瀬戸市配食サービス事業業務委託応募申請書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課 地域支援係

エ 提出書類

(ア) 応募申請書

(イ) 登録事項証明書

(ウ) 印鑑証明書

(エ) 納税証明書

(オ) 企業概要

(カ) 役職者名簿

オ 添付書類

応募申請書に添付する書類は以下(ア)から(ケ)までとする。なお、令和7年度に事業を受託している事業者については、変更がない場合、以下の(エ)から(ケ)までの書類提出は不要とする。

(ア) 栄養評価計算表(普通食及び糖尿病食またはカロリー調整食のものを1ヶ月分)

ただし、(ウ)においてエネルギー量・タンパク質量及び食塩相当量が記載されている場合は、提出不要とする。

(イ) 利用者に配布するパンフレット

(ウ) 食品営業許可証(写)

(エ) 食品衛生責任者の手帳または受講修了証(写)

(オ) 栄養士・管理栄養士免許証(写)

(カ) 事業所の所在地が分かるもの(地図等)

(キ) 事業所の規模が分かるもの(調理場・加工場の大きさ及び調理員・配達員の人数等)

(ク) 調理場・加工場内部の様子が分かる全体写真

(ケ) 事業内容が分かるパンフレット等

カ 提出にあたっての留意事項

(ア) 1事業者当たり1件まで応募できるものとする。

(イ) 書類の提出部数は、2部(正本1部、副本1部)とする。

(ウ) 仕様は、A4版(横書き)とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字や図表等は、白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じてA3版織り込みも可能とする。

(エ) 書類提出後の追加・変更・差替え・再提出は一切認めない。

(オ) 提出書類は、あくまでも審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次、市と協議して決定することとなるので留意すること。

キ その他

応募申請書の提出後、辞退する場合は辞退届を提出すること。

5 審査

(1) 応募申請の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

ア 提出期限を過ぎて書類等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合

エ 会社更生法等の適用を申請する際等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ 審査の公平を害する行為があった場合

カ その他、書類が著しく信義に反する行為があった場合

(2) 結果通知

申請結果については、採用、不採用にかかわらず提案者全員に書面にて通知する。なお、結果に関する異議申立ては一切認めない。

6 契約方法

契約事業者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、随意契約により契約締結する。

7 その他

(1) 受注者は、契約締結後、利用者が事業者を選ぶ際に必要であるパンフレットを準備すること。
(事業者名、連絡先、価格及び献立例等が明記されているもの)

(2) 市で作成するチラシ等の事業者の掲載順に関しては、五十音順とする。

(3) 本事業については、瀬戸市議会令和8年3月定例会において、令和8年度当初予算が議決されなかった場合は、施行を中止する。